


# 持込ニュース23 No.2

\*本紙は、持込事業者の皆様にお届けしています。

平成22年10月5日発行  
東京二十三区清掃一部事務組合  
施設管理部管理課 

足立清掃工場をはじめとして、4清掃工場で相次いで発生した水銀混入ごみの不適正搬入について排出源調査を行っておりましたが、今回の調査では、原因者の特定に至る結果は得られませんでした。当組合では、今後も23区及び東京都と連携を図りながら**有効な不適正搬入防止対策**に努めてまいります。

(詳しくは、清掃一組HP <http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>をご覧ください。)


## 平成22年度定期点検補修・中間点検期間（10月以降後期分）の予定

定期点検補修・中間点検に伴う『搬入先変更』は、「変更元」と「受入先」の清掃工場のバソカのごみ量の状況と、他の清掃工場の運転状況等を見定めて、総合的に判断して決定しています。持込事業者の皆様へ搬入先変更の通知が直前に届くのはこのような事情によるものです。

今回、平成22年度定期点検補修・中間点検期間をお知らせしますが、『**搬入先変更期間**』は、この「点検期間」に通常、前後数週間の調整期間を含めた期間になりますので、『**点検期間**』と一致するものではありません。目安としてご活用ください。

工場名	定期点検補修	中間点検	工場名	定期点検補修	中間点検
中央	9月～12月	点検済み	杉並	点検済み	11月～12月
港	7月～11月	—	豊島	点検済み	11月
北	1月～3月	点検済み	板橋	点検済み	1月～2月
品川	点検済み	1月～2月	光が丘	8月～11月	2月～3月
目黒	9月～12月	点検済み	墨田	1月～3月	点検済み
大田	7月～10月	2月～3月	新江東	1月～3月	点検済み
多摩川	点検済み	11月～12月	有明	点検済み	10月～11月
世田谷	1月～3月	点検済み	足立	10月～12月	点検済み
千歳	点検済み	10月	葛飾	9月～11月	点検済み
渋谷	1月～2月	点検済み	江戸川	点検済み	11月～12月



ワシ、フーネン   
清掃一組HPの環境学習  
ゲームで会えるピカ!



東京二十三区清掃一部事務組合施設管理部管理課持込承認係  
〒102-0072 千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館13階  
電話 6238-0825 FAX 6238-0838  
Eメール [t23mochikomi@union.tokyo23-seisou.lg.jp](mailto:t23mochikomi@union.tokyo23-seisou.lg.jp)

# — 持込事業者による搬入不適物 — 検査結果より



《8/11検査》 廃プラスチック



《8/2検査》 びん・缶



《8/26検査》 長尺物

## 清掃一組の清掃工場の受入基準を守ってください。

### 【廃プラスチック】

### 【びん・缶・ペットボトル】

事業活動で排出される廃プラスチック、ガラス及び金属は『産業廃棄物』ですので、清掃工場には持込めません。

### 【長尺物（規格基準以上）】

焼却設備の詰りの原因になり、炉を停止して取り除かなければなりません。

**形状・寸法の基準以上の物は持込めません。**

《長さ50cm・直径10cm：詳しくは清掃一組HPでご確認ください。》

<http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>

## 事業所から排出された「廃プラスチック」は清掃工場に持込めません。

「廃プラスチック」は、**排出場所**でごみの区分と処理施設が変わります。（廃棄物処理法による）



事業所から排出される場合

<区分> 『産業廃棄物』



産業廃棄物の処理施設



家庭から排出される場合

<区分> 『一般廃棄物』



可燃ごみ又は資源



清掃工場又はリサイクル施設

**\* 家庭での分別方法とは違います。混入された廃プラスチック類は法令の規定により清掃工場では焼却できませんので、お持ち帰りいただきます。**

排出事業者の方が、「廃プラスチック」を間違えて排出していたら、

『事業系一般廃棄物としては収集できません』とお伝えください。